二五　一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正関係（第二五条関係）

罰則について、次のとおり見直しを行うこととした。

㈠　脱税犯に係る法定刑の引上げ

脱税犯に係る懲役刑の上限を一〇年（改正前五年）に、罰金刑の上限（定額部分）を一〇〇万円（改正前五〇万円）に引き上げる。（第二一条関係）

㈡　秩序犯に係る法定刑の引上げ

秩序犯について、一年以下の懲役刑を設けるとともに、罰金刑の上限を五〇万円（改正前一〇万円）に引き上げる。（第二二条関係）

二六　その他

1　地球温暖化対策のための税についての検討

政府は、地球温暖化対策のための税について、今回、当分の間規定する税率の見直しも含め、平成二三年度の実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めるものとした。（附則第一四八条関係）

2　車体課税についての検討

政府は、車体課税について、エコカー減税の適用期限が到来するまでに、地球温暖化対策の観点並びに国及び地方の財政の状況を踏まえつつ、今回、当分の間規定する税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化及び負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討するものとした。（附則第一四九条関係）

二七　この法律は、一部の規定を除き、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（法律第七号）（財務省）

1　目的

平成二二年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置並びに外国為替資金特別会計及び食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計への繰入れの特別措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　特例公債の発行等

財政法第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成二二年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができることとした。（第二条関係）

3　財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ

平成二二年度において、特別会計に関する法律第五八条第三項の規定にかかわらず、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、四兆七、五四一億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとした。（第三条関係）

4　外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ

平成二二年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、三、五〇〇億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとした。（第四条関係）

5　食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計への繰入れ

平成二二年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による食料安定供給特別会計調整勘定からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同勘定から、一〇四億六、八三五万四、〇〇〇円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとした。（第五条関係）

6　その他

㈠　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律における財政投融資特別会計からの繰入れの特例に係る規定の平成二二年度における適用に係る所要の改正を行うこととした。（附則第二条関係）

㈡　国民年金法等の一部を改正する法律等における基礎年金の国庫負担に関する経過措置の特例に係る規定の平成二二年度における適用に係る所要の改正を行うこととした。（附則第三条～附則第五条関係）

7　この法律は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（法律第八号）（財務省）

1　目的

この法律は、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義（第二条関係）

㈠　この法律において「租税特別措置」とは、内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又は内国税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた内国税に関する法律の特例で、租税特別措置法の規定（税負担を不当に減少させる行為の防止に関する特例等の規定を除く。）により規定されたものをいうこととした。

㈡　この法律において「法人税関係特別措置」とは、租税特別措置のうち租税特別措置法第三章の規定によるものをいうこととした。

㈢　その他この法律における用語の意義を定めることとした。

3　適用額明細書の提出義務（第三条関係）

㈠　法人税申告書を提出する法人で、法人税関係特別措置（税額又は所得の金額を減少させる規定等によるものに限る。以下同じ。）の適用を受けようとするものは、それを記載した適用額明細書を法人税申告書に添付しなければならないこととした。

㈡　㈠の適用額明細書を添付せず、又は虚偽の記載をした適用額明細書を添付して法人税申告書を提出した法人については、その法人税申告書に係る事業年度において適用を受けようとする法人税関係特別措置の適用はないものとすることとした。

㈢　税務署長は、㈠の適用額明細書の添付がない法人税申告書又はその適用額明細書の記載に虚偽がある法人税申告書の提出があった場合においても、誤りのない適用額明細書の提出があったときは、故意に不添付又は虚偽記載をしたと認められる場合を除き、その適用額明細書に係る法人税関係特別措置を適用することができることとした。

4　適用実態調査の実施（第四条関係）

㈠　財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書に記載された事項を集計することにより、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額等の適用の実態を調査することとした。

㈡　㈠のほか、財務大臣は、租税特別措置の適用の実態を調査する必要があると認めるときは、税務署長に提出される調書等を利用し、並びに行政機関その他の関係団体に対し資料の提出及び説明を求めることができることとした。

5　報告書の作成と国会への提出

財務大臣は、毎会計年度、租税特別措置（適用実態調査を実施したものに限る。）ごとの適用者数及び適用総額、法人税関係特別措置ごとの高額適用額その他の事項を記載した適用実態調査の結果に関する報告書を作成することとし、内閣は、これを国会に提出しなければならないこととした。

なお、この報告書は、作成した会計年度に開会される国会の常会に提出することを常例とすることとした。（第五条関係）

6　適用実態調査情報の提供

行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、適用実態調査情報（適用実態調査によって集められた情報のうち、文書、図面又は電磁的記録に記録されているものをいう。以下同じ。）の提供を求めることができることとし、財務大臣は、この求めがあったときは、正当な理由がない限り、これを提供することとした。（第六条関係）